



日本農業新聞

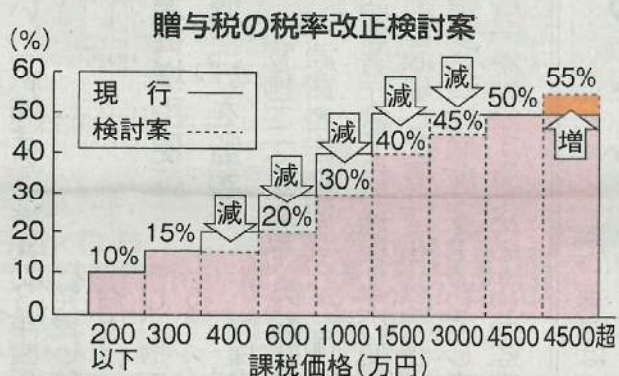
節税への近道

持続的経営のために

極論すれば、相続が発生する前に財産の所有権を全て移転させるといったことを代々続けていけば、相続税が課税されることはない。このような相続回避が起こることを見越し、相続税法では補完税として贈与税という税目が用意されている。

贈与税の税率は、相続税よりもはるかに高い。例えば、1000万円の財産移転に対する税率を挙げると、相続税では10%だが、贈与税では40%にまで跳ね上がる。ただし、そのような大きな抑止力があっても、やはり生前贈与が相続税対策の王道と位置付けられることには変わりがない。

メリットの一つは、いつ、誰に、どのような財産をどれだけ



※「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」から作成 (20歳以上の人が直系尊属から生前贈与を受けた場合)

贈与税

暦年課税制度知って

与えるのかについて、贈与者が生前のうち裁量権を持って実行できるということ。もう一つは、「暦年課税」における110万円の基礎控除額が存在だ。暦年課税とは、年間で贈与税の基礎控除額110万円を超える金額の贈与を受けた場合に、課税される制度である。例えば、基礎控除額の範囲内で、10人の子や孫に20年かけて財産を贈与していけば、無税で約2億円を相続財産から外すことができる計算となる。

もう一つの贈与の手段として「相続時精算課税制度」の活用も考えられる。これは、生前に贈与を受けた財産の価額のうち、2500万円までを非課税とし、この贈与財産の価額を相続時に受けた財産の価額と合計して相続税額を算出する制度である。相続時に持ち戻される金額は、贈与時の評価額が適用されるため、将来的に値上がり期待できる財産については、この制度を適用するのも有効だ。

あくまでも、相続財産を着実に減少させることができる暦年贈与を地道に進めていくことが一番の節税策である。

相続税の増税論議が進んでいる中、贈与税に関しては新しい税率構造を新設し、全体的に5〜10%の減税とする方向性が打ち出されている。今後は生前贈与による節税策がこれまで以上に重要な役割を果たすことになるのは疑いない。

(フンドマーク税理士法人代表・清田幸弘)